



発行 新潟県

号外 3
令和 8 年 3 月 30 日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 17 新潟県財務規則の一部を改正する規則 (財政課)
- 18 新潟県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則 (こども家庭課)

訓 令

- 3 新潟県青少年総合対策本部設置規程の一部改正 (こども家庭課)
- 4 新潟県財務規則により資金前渡職員を置く組織の一部改正 (出納局管理課)

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第17号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次長 新潟県行政組織規則第189条第1項に規定する次長（自治研修所次長を除き、次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を2人置く場合は、事務所長の指定する次長）に限る。）、同条第2項に規定する副館長、東京事務所副所長（副所長を2人以上置く場合は、総務を担当する副所長に限る。）、自治研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、大阪事務所副所長、新潟テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）第21条第1項及び第27条第1項に規定する次長及び副館長（<u>次長又は副館長</u>を2人以上置く場合は、事務所長の指定する<u>次長又は副館長</u>に限る。）、新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）第28条第1項（同規則第42条の16第6項及び第49条第12項において準用する場合を含む。）、第42条の8第5項及び第49条第18項に規定する事務長並びに新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）第59条第1項に規定する副署長及び次長をいう。</p> <p>(7)～(19) (略)</p> <p>(歳出予算の配当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 課長は、前項の本配当を受けようとするときは、<u>別に定める場合を除き</u>、歳出予算本配当要求書を作成し、財政課長に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第35条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年新潟県条例第40号）第1条に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次長 新潟県行政組織規則第189条第1項に規定する次長（自治研修所次長を除き、次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を2人置く場合は、事務所長の指定する次長）に限る。）、同条第2項に規定する副館長、東京事務所副所長（副所長を2人以上置く場合は、総務を担当する副所長に限る。）、自治研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、大阪事務所副所長、新潟テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）第21条第1項及び第27条第1項に規定する次長及び副館長（副館長を2人以上置く場合は、事務所長の指定する副館長に限る。）、新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）第28条第1項（同規則第42条の16第6項及び第49条第12項において準用する場合を含む。）、第42条の8第5項及び第49条第18項に規定する事務長並びに新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）第59条第1項に規定する副署長及び次長をいう。</p> <p>(7)～(19) (略)</p> <p>(歳出予算の配当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 課長は、前項の本配当を受けようとするときは、歳出予算本配当要求書を作成し、財政課長に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第35条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年新潟県条例第40号）第1条に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約</p>

ア～ソ (略)

タ LED照明器具

(2) 次に掲げる役務 (年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～キ (略)

ク 電話交換業務

ケ (略)

(3) (略)

(本庁における物品購入契約等の取扱い)

第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。

(1)～(8) (略)

(9) 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業調達事業者 (多様で柔軟な働き方及び女性活躍の推進に積極的に取り組む事業者であつて、知事が別に定める基準を満たすものをいう。以下この号において同じ。)から購入し、又は新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業調達事業者に製造を請け負わせる物品 (1件の予定価格が第72条第1号又は第2号に定める額を超えない物品に限る。)

(10)～(13) (略)

(回金支払)

第142条 会計管理者は、隔地の債権者に支払をしようとするとき又は経費の性質上前3条の方法により難いときは、回金支払の方法により支払わなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により回金支払をし

ア～ソ (略)

(2) 次に掲げる役務 (年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～キ (略)

ク ソフトウェアライセンスの使用許諾

ケ (略)

(3) (略)

(本庁における物品購入契約等の取扱い)

第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。

(1)～(8) (略)

(9) ハッピー・パートナー企業調達事業者 (男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業者であつて、知事が別に定める基準を満たすものをいう。以下この号において同じ。)若しくは新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業調達事業者 (多様で柔軟な働き方及び女性活躍の推進に積極的に取り組む事業者であつて、知事が別に定める基準を満たすものをいう。以下この号において同じ。)から購入し、又はハッピー・パートナー企業調達事業者若しくは新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業調達事業者に製造を請け負わせる物品 (1件の予定価格が第72条第1号又は第2号に定める額を超えない物品に限る。)

(10)～(13) (略)

(隔地払)

第142条 会計管理者は、隔地の債権者に支払をしようとするとき又は経費の性質上前3条の方法により難いときは、次に掲げる方法により支払わなければならない。

(1) 回金支払 会計管理者が別に定める地域に住所を有する債権者に支払案内書を送付するとともに、指定金融機関又は指定代理金融機関に資金を交付して会計管理者の指定する支払場所において支払わせるもの

(2) 送金支払 指定金融機関又は指定代理金融機関にその資金を交付し、債権者の住所に送金して支払わせるもの

ようとするときは、債権者に支払案内書を送付するとともに、指定金融機関又は指定代理金融機関に資金を交付して別に定める支払場所において支払わせなければならない。

(会計管理者の印鑑通知)

第147条 会計管理者は、小切手、小切手振出済通知書、支払案内書又は資金交付書に押印された印影の照合に供するため、あらかじめその職印及び私印の印影を印鑑通知表により指定金融機関及び指定代理金融機関に通知しなければならない。

2 (略)

別表第1 (第2条関係)

名 称	所管組織
(略)	(略)
教育庁下越教育事務所 教育庁遠隔教育配信センター	
(略)	
(略)	
(略)	(略)
(略)	

別表第10 (第141条関係)

1～9 (略)

10 別に定める方法により外国の金融機関の口座に支払う場合は、当該国の金融機関

(会計管理者の印鑑通知)

第147条 会計管理者は、小切手、小切手振出済通知書、支払案内書、資金交付書又は公金振替書に押印された印影の照合に供するため、あらかじめその職印及び私印の印影を印鑑通知表により指定金融機関及び指定代理金融機関に通知しなければならない。

2 (略)

別表第1 (第2条関係)

名 称	所管組織
(略)	(略)
教育庁下越教育事務所	
(略)	
新潟警察署	
(略)	
(略)	(略)
(略)	
久比岐高等学校	
(略)	

別表第10 (第141条関係)

1～9 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第142条の改正、第147条の改正及び別表第10の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 令和8年3月31日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる事務所の令和7年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる事務所において処理するものとする。

久比岐高等学校 新潟警察署	高田北城高等学校 新潟中央警察署
------------------	---------------------

新潟県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第18号

新潟県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則

新潟県青少年健全育成審議会規則（昭和42年新潟県規則第32号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(組織) 第2条 (略) 2 委員は、次に掲げる者につき知事が任命する。 (1)～(6) (略) (7) 新潟県教育庁義務教育課長、高等学校教育課長、生徒指導課長及び生涯学習推進課長並びに <u>新潟県警察本部生活安全部人身安全・少年課長の職にある者</u>	(組織) 第2条 (略) 2 委員は、次に掲げる者につき知事が任命する。 (1)～(6) (略) (7) 新潟県教育庁義務教育課長、高等学校教育課長、生徒指導課長及び生涯学習推進課長並びに <u>新潟県警察本部生活安全部少年課長の職にある者</u>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令

- ◎新潟県訓令第3号
- ◎新潟県教育委員会訓令第1号
- ◎新潟県警察本部訓令第7号

本 庁
 地 域 機 関
 教 育 庁 本 庁
 教 育 庁 出 先 機 関
 県 立 学 校
 警 察 本 部
 警 察 署

新潟県青少年総合対策本部設置規程（昭和39年3月新潟県訓令第4号、昭和39年3月新潟県教育長訓令第4号、昭和39年3月新潟県警察本部訓令第5号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月30日

新 潟 県 知 事 花 角 英 世
 新 潟 県 教 育 委 員 会 教 育 長 太 田 勇 二
 新 潟 県 警 察 本 部 長 櫻 井 美 香

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第2（第4条関係） 国際課長 県民生活課長 大学・私学振興課長 福祉保健総務課長 感染症対策・薬務課長 健康 づくり支援課長 生活衛生課長 障害福祉課長 こども家庭課長 しごと定住促進課長 雇用能力 開発課長 文化課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生徒指導課長 生涯学習推進課長 保健体育課 長 <u>人身安全・少年課長</u>	別表第2（第4条関係） 国際課長 県民生活課長 大学・私学振興課長 福祉保健総務課長 感染症対策・薬務課長 健康 づくり支援課長 生活衛生課長 障害福祉課長 こども家庭課長 しごと定住促進課長 雇用能力 開発課長 文化課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生徒指導課長 生涯学習推進課長 保健体育課 長 <u>少年課長</u>

◎新潟県訓令第4号

部 局
事 務 所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）により資金前渡職員を置く組織（昭和57年3月新潟県訓令第9号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角英世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。	新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。
(略)	(略)
<u> " " 情報技術企画課</u>	<u> " " 情報管理課</u>
(略)	(略)
<u> " " 人身安全・少年課</u>	<u> " " 人身安全対策課</u>
	<u> " " 少年課</u>
(略)	(略)